

私第 2010 号  
平成27年8月13日

各私立幼稚園設置者 様

大阪府府民文化部私学・大学課長  
(公印省略)

大阪府福祉のまちづくり条例第29条の取り扱い  
(保育所等におけるエレベーター設置) について (通知)

標記について、別添のとおり平成27年7月31日付け建企第1725号にて大阪府建築企画課長より、建築確認等を行う所管行政庁あて通知が行なわれましたので、お知らせします。

なお、設置緩和の申立ては、下記により所在市町村の保育担当部局に申請が必要ですのでご注意ください。

記

1. 保育所等の設置者(社会福祉法人等)が、代替措置を講じることによりエレベーター設置を不要と判断する場合、所在市町村の保育担当部局あてに、申請書〔様式1参照〕を提出する。なお、設置者が保育担当部局(公立保育所等)の場合は、提出を省略できる。
2. 申請書を受けた市町村の保育担当部局が内容を審査のうえ、適当と認める場合は、所管行政庁(又は建築担当部局)への副申書〔様式2-1参照〕(公立保育所等の場合は申請書〔様式2-2参照〕)を提出する。
3. 平成22年3月31日付け建企第2409号(かごの大きさの緩和)については、この確認事項によらず、従前の取り扱いによるものとする。

問い合わせ先  
府民文化部私学・大学課  
幼稚園振興グループ 泰道  
電話 06-6210-9273

## 【参考】大阪府福祉のまちづくり条例

### (移動等円滑化経路)

第二十二條 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 (省略)

二 令第十八条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。

ロ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることができ構造とすること。

ハ かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。

ニ かご内の左右両面の側板に、手すりを設けること。

ホ かご内に設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。

ヘ 令第十八条第二項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。

(1) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

(2) かご内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホン有すること。

ト 令第十八条第二項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあつては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、かご内の左右両面(二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面)の側板に設けること。

チ 令第十八条第二項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) 制御装置は、押しボタン式とすること。

(2) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。

三 令第十八条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、その蓋は、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとする。

2 建築物(別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあつては、床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。)に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

3 前項に規定する経路のうち令第十八条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。

(平二一条例三九・全改、平二七条例四五・一部改正)

**(制限の緩和)**

第二十九条 第十一条から第二十七条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第二十七条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

(平二一条例三九・全改)